

## ユーキャンの電験三種 テキスト&amp;重要過去問

## 法改正等にもなう変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、制度改正等にもない、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。

なお、発刊年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

## ■「初版 第1刷（2015年12月25日）」

「初版 第2刷（2017年5月12日）」をお持ちの方

| 該当頁  | 該当箇所                       | 訂正前  | 訂正後  | 訂正日  |
|------|----------------------------|--|--|------|
| P378 | 上から12行目・13行目               | (12行目) 第44条<br>(13行目) 電気事業者  | (12行目) 第38条<br>(13行目) 一般送配電事業者および特定送配電事業者                          | 9月1日 |
|      | 下から1行目                     | 電気事業用電気工作物   | 一般送配電事業などの用に供する電気工作物   |      |
| P379 | 図1.1「電気事業法における電気工作物の分類」の図内 | 電気事業用電気工作物<br>(電気事業の用に供する電気工作物)<br>発電所、変電所、送配電線等   | 一般送配電事業などの用に供する電気工作物<br>発電所、変電所、送配電線等<br><br>※(電気事業の用に供する電気工作物)は削除 | 9月1日 |
|      | 下から9行目・3行目・2行目             | (9行目・2行目) 電気事業の用に供する電気工作物<br>(3行目) 電気事業用電気工作物  | (すべて) 一般送配電事業などの用に供する電気工作物   |      |
|      | 欄外「補足」                     | ※以下の記述に差し替え<br><br>左記の「一般送配電事業など」とは、<br>・一般送配電事業<br>・送電事業<br>・特定送配電事業<br>・発電事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が主務省令で定める要件に該当するもの<br>のことです。 |  |      |
| P380 | 上から12行目                    | 一般電気事業者  | 一般送配電事業者   | 9月1日 |
|      | 上から14行目・15行目               | 一般電気事業   | 一般送配電事業  |      |
|      | 下から9行目・7行目                 | 経済産業大臣   | 主務大臣   |      |

|      |                                  |   |   |      |
|------|----------------------------------|---|---|------|
| P381 | 下から 13～14 行目                     | 経済産業省令  | 主務省令  | 9月1日 |
|      | 下から 10 行目・6 行目                   | 経済産業大臣  | 主務大臣  |      |
| P383 | 上から 1 行目～5 行目の①～④                | ※以下の記述に差し替え<br>①感電または破損事故や電気工作物の誤操作などにより人が死傷した事故（死亡または入院）<br>②電気火災事故（半焼以上）<br>③電気工作物の破損や電気工作物の誤操作などにより、他の物件に損傷を与え、またはその機能の全部、または一部を損なわせた事故<br>④電気事業者に供給支障を発生させた事故<br>⑤電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故 |   | 9月1日 |
|      | 下から 4 行目                         | 電気工作物を設置する者は、所轄の産業保安監督部長に報告し  | 電気工作物を設置する者は、事故の程度により経済産業大臣または所轄の産業保安監督部長に報告し |      |
|      | 下から 2 行目                         | 48 時間   | 24 時間   |      |
| P387 | 問 3 選択肢 a. / 1 行目～2 行目、2 行目～3 行目 | (1 行目～2 行目)<br>電気事業の用に供する電気工作物  | (1 行目～2 行目)<br>事業用電気工作物                       | 9月1日 |
|      |                                  | (2 行目～3 行目)<br>経済産業省令   | (2 行目～3 行目)<br>主務省令                           |      |
| P400 | 問 1 問題文 / 3 行目                   | 電気事業者（卸電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。）  | 一般送配電事業者<br>※（平成 26 年度改題）とする                  | 9月1日 |